



資料 4

府食第 263 号

平成 15 年 11 月 12 日

食品安全委員会企画専門調査会座長 富永 祐民 殿

緊急時対応専門調査会座長 丸山 務

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項  
に盛り込むべき事項について (意見)

標記について、緊急時対応専門調査会として、別添案のとおり、食品安全基本法  
(平成 15 年法律第 48 号) 第 14 条の部分について意見を取りまとめたので、報告  
します。

# 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項 に盛り込むべき事項について（意見）

平成15年11月12日  
緊急時対応専門調査会

## 1 基本的考え方

緊急の事態への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下、関係府省における十分な連絡及び連携を図りながら、いわゆる「農場から食卓」につながるフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。

また、緊急の事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等への適切かつ迅速な情報開示を行う。

## 2 緊急時の情報連絡体制

緊急の事態への対処のために、平時から都道府県、保健所、関係団体等を通じた食品事故等の情報の収集・伝達体制の整備を行う。

また、緊急の事態の発生に備えて、緊急の事態として関係府省間における通報を要する場合を明確化するとともに、そのルートを確立する。

## 3 緊急対策本部の設置

緊急の事態が発生した場合には、緊急対策本部を必要に応じ適切に設置する。

また、関係行政機関において、緊急の事態に対処するために必要な組織体制の整備を図る。

## 4 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成

緊急の事態の発生に備えて、食品安全委員会と関係行政機関は、連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成し公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成し公表する。